

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
佐那河内村	佐那河内地区 (高樋、嵯峨、宮前西、宮前東)	令和3年3月25日	令和3年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	390 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	359 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	177 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	163 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18 ha
(備考) ・地区全域において水稻や野菜、果樹等を問わず鳥獣被害が生じており、耕作意欲の減退を生じさせている。	

2 対象地区の課題

高 樋	① 一ノ瀬集落では、6戸の農家があり75歳以上の夫婦または独居世帯が2戸。ただし、後継者も決まっておらず、いずれ農業を営めなくなるおそれがある。 ② 尾境集落では、12戸の農家があるが、10年後の耕作が期待できるのは4戸程度であり、実質的な担い手は兼業農家2名で今後増える見込みはない。 ③ 根郷集落では、30戸の農家があり75歳以上が19戸で、現在後継者が決まっておらず、離農が進めば荒廃農地が多く生じるおそれがある。
嵯 峨	① 中分東集落では、16戸の農家のうち農業で生計をたてるのは8戸であり、企業的経営の1戸を除けば全体的に高齢化が著しい。 ② 丸田・東山集落では、65歳以上の高齢者が80名程度であり、現在の労働力の中心が70歳代と高齢化していることから、5年後10年後には悪条件の農地から耕作放棄が進むおそれがある。 ③ 上嵯峨集落では、担い手になりうる世代は4,5戸程度だが、定年退職後に営農する者は少数と考えられる。また、現在の農家が営農自体は続けられても、自動車の運転が難しくなれば出荷等に影響するおそれもある。 ④ カゲ集落では、農家の高齢化や死亡により、集落内の耕作地が歯抜けのような状態になりだしている。
宮 前 東	① 馬越集落では、集落全体で高齢化が進み荒廃農地が進んでおり、担い手がいるのも施設栽培農家だけで、果樹や水稻農家にはおらず、また村外からの借り手も少ない。 ② 幸田集落では、飯米栽培が中心となっており、自作地保全の意向は高いものの高齢化が問題となっている。しかし、営農力のある現時点においては、農地の貸出希望は集落内であまり見られない。 ③ 蛭塚集落には、9戸の農家があるが3戸は75歳以上の夫婦または独居世帯であり、後継者もないため5年後10年後には離農する農家も出てくるおそれがある。
宮 前 西	① 秋城集落は、山間農地が多く、草刈りや水利に手間がかかり採算性が悪く、離農する者が多い。また、農地を貸し出しても管理不足が2例ほどある。 ② 奥野々集落では、棚田が多くあるが用水路をまだパイプに変えられていない区画がある。その他、後継者がいても独身であり、水稻は難しいとする者がいる。 ③ 北山集落では、現在17戸の農家があるが、十分に営農できているのは9戸程度で、今後高齢化が進行すれば10年後に農業を続けられているのは7戸ほどになることが考えられる。 ④ 東府能集落では、現在21戸程度が水田を中心に耕作しているが、高齢化や後継者不在が影響して離農する農家が多い。また、現在は後継者が他市町に在住する不在地主が5戸ほどある。 ⑤ 西府能集落では、24戸の農家のうち70歳以上が15戸あり、後継者未定の農家が多く、今後離農のおそれがある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区全域	地区全域を通じて、担い手となる中心経営体の少なさが課題となっている。 中心経営体の確保としては、定年退職してから世帯で所有する農地で就農を開始する後継者を始めとして、村外からの就農希望者を募り、貸し出し希望農地と円滑に結びつける必要性がある。 ただし、現況では貸し出しを希望しない農家が多くあり、中心経営体への集約化における課題となりうることから、各集落ごとに貸し出し希望がなく後継者もない農家の農地をどのように扱うかを引き続き話し合うよう努めねばならない。 また、農道や用水等の設備を修繕しなければ営農に支障がある農地も多く、新たな担い手となる中心経営体に集約化する上で、設備の整備・修繕と併せて、今後率先して守るべき農地か否かの選定が必要となる。
高樋	① 尾境集落では、集約化をするにあたり農道・用水等設備の修復等を行い、担い手が農業をやりやすい環境を作る必要性がある。 ② 根郷集落では、担い手となりうる若い世代自体が6農家くらいしかなく、定年退職者または地区外から中心経営体を呼び込むことを目指すとともに、地区全体で後継者のいない農家に貸出を促していく。 ③ 農地所有適格法人の1経営体が現在就農中であり、経営地周辺の集約化が見込まれる。
嵯峨	① 丸田・東山集落では、農地中間管理機構を活用した貸借の円滑化を図ることが検討される。 ② 上嵯峨集落では、定年退職後に営農を希望する人を探し、次世代に負担のないように地域内で話し合いをしながら集約化を目指す。 ③ 現在、嵯峨方面でキウイフルーツを栽培する村外在住の1経営体について、キウイフルーツ以外にもすだちやみかん等果樹の経営拡大意思があることから、在住地から経営地間での集約化を図る。
宮前東	① 馬越集落では、畑地の集約化は難しいとの見解から、借り手の見込みがある水田の集約化を図り、地区外または村外から借り手を探す方針とする。 ② 幸田集落では、農道及び用水の修繕が必要な農地があり、Uターンや定年退職後の就農者に集約化するためにも、設備の整備が必要となる。 ③ 中畑集落では、現在経営拡大意思のある担い手が1経営体あり、久保井を中心に耕作しているため、近隣に空き農地があれば集約化を目指す。 ④ 野菜を主作目とする1経営体が、宮前東方面全体を中心に7a程度の経営拡大の意思があることから、現在の経営地の近隣の空き農地が生じるようであれば集約化を図る。 ⑤ 大黒においていちごの施設栽培の新規就農となる1経営体について、今後経営が安定すれば既存ハウスを借り受けて経営拡大の意思があることから、近隣で同施設の空きが生じた際の集約化を図る。
宮前西	① 地区内において棚田を中心に水稻を行う担い手があり、経営体として経営拡大の意思があれば経営地周辺での集約化が検討される。農業法人を設立するという話も聞かれる。 ② 北山集落では、Uターンや定年退職後の就農者を中心に、地区外からの新規就農者も受け入れていきたい。隣接する農地で一方が放棄した場合、その隣接農家が耕作を引き継ぐことも検討する。 ③ 西府能集落では、棚田、段々畑が多く農地の集約化が困難であるため、比較的条件の良い農地を地区内の担い手に集約化し、残りの農地を定年退職者で守る方針が検討される。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	いちご・すだち	0.8 ha	いちご・すだち	0.8 ha	宮前東方面
	B	いちご・すだち	0.9 ha	いちご・すだち	0.9 ha	高樋方面
	C	いちご・すだち	1 ha	いちご・すだち	1 ha	高樋方面
認農	D	みかん・すだち	2.8 ha	みかん・すだち	3 ha	嵯峨方面
	E	すだち・柚・ねぎ	0.7 ha	すだち・ゆず・ねぎ	1.4 ha	宮前東方面
	F	ねぎ・すだち・菜の花	0.8 ha	ねぎ・すだち・菜の花	1 ha	高樋方面
	G	ねぎ・すだち・柚	0.7 ha	ねぎ・すだち	0.7 ha	高樋方面
認農	H	キウイフルーツ	0.3 ha	キウイフルーツ・果樹	2 ha	嵯峨方面
	I	野菜・菜の花・水稻	0.2 ha	野菜・菜の花・水稻	0.2 ha	宮前東方面
認農	J	きゅうり・いちご・すだち	0.5 ha	きゅうり・いちご・すだち	0.9 ha	高樋方面
認農	K	いちご・すだち	0.5 ha	いちご・すだち	0.5 ha	宮前東方面
	L	キウイフルーツ・水稻	0.7 ha	キウイフルーツ・水稻	0.7 ha	高樋方面
	M	ねぎ・野菜・すだち	0.4 ha	ねぎ・野菜・すだち	0.6 ha	嵯峨方面
認農	N	しいたけ	0.2 ha	しいたけ	0.3 ha	宮前東方面
認農	O	花き・花木	0.7 ha	花き・花木	0.7 ha	嵯峨方面
認農	P	しいたけ	0.3 ha	しいたけ	0.3 ha	嵯峨方面
認就	Q	ねぎ・野菜	0.7 ha	ねぎ・野菜	1.4 ha	宮前東方面
認就	R	いちご	0.1 ha	いちご	0.2 ha	宮前東方面
	S	水稻	1 ha	水稻	1 ha	高樋方面
認農	T	すだち	1.2 ha	すだち	1.2 ha	宮前西方面
認就	U	いちご	0.4 ha	いちご	0.4 ha	宮前東方面
			ha		ha	
計	21 人		14.9 ha		19.2 ha	

令和4年5月31日時点

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

高樋	
嵯峨	
宮前東	
宮前西	

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6	〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
計		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇